

# 法曹の養成に関するフォーラム

## 第1回会議 議事録

第1 日 時 平成23年5月25日（水）自 午後 1時03分  
至 午後 2時40分

第2 場 所 法務省第一会議室

第3 議 題

- 1 法務大臣あいさつ
- 2 委員の紹介
- 3 会議の進め方等について
- 4 新しい法曹養成制度について
- 5 意見交換

第4 出席委員等 佐々木座長，瀧野内閣官房副長官，鈴木総務副大臣，小川法務副大臣，櫻井財務副大臣，文部科学省高等教育局小松審議官（鈴木文部科学副大臣代理），中山経済産業大臣政務官，伊藤委員，井上委員，岡田委員，鎌田委員，久保委員，田中委員，南雲委員，萩原委員，丸島委員，宮脇委員，山口委員，最高裁判所事務総局菅野審議官，加藤オブザーバー，最高検察庁伊丹オブザーバー，日本弁護士連合会川上オブザーバー

第5 その他の出席者 江田法務大臣

第6 議 事 （次のとおり）

## 議事

○関司法法制課長 それでは、法曹養成に関するフォーラムの第1回会議を始めさせていただきます。

まず、法務大臣からあいさつがあります。

### 1 法務大臣あいさつ

○江田法務大臣 皆さん、ご苦労さまでございます。委員の皆様方におかれでは、今日はお忙しい中お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

法曹の養成に関するフォーラム第1回会議の開催に当たって、一言ごあいさつを申し上げます。

平成13年の司法制度改革審議会の意見書は、我が国の社会の隅々に法の支配を行き渡らせるために、21世紀の司法を支えるにふさわしい、質・量ともに豊かな法曹を養成することを目指しました。そして、そのような理念のもとに導入されたのが新しい法曹養成制度でございます。

新しい制度のもとで、既に多くの有意な人材が誕生している一方で、制度が予定していたとおりに機能していないという、そういう御批判があることも事実でございます。司法制度改革は、現在、各制度の実施段階に入っているところでございますが、改革の理念をしっかりと踏まえた上で、進めるべきものは進めながら、改めるべきものがあれば、これは改めることも必要であると、こういうことから関係各省とも御相談をいたしまして、このフォーラムを開催することといたしました。

司法というのは社会の重要なインフラでございます。しかし、司法制度を担う法曹は決して特権的な存在ではありません。国民とともに社会を支える存在であるべきでございます。折しも今、日本は東日本大震災による大変な困難の真っただ中にあります。国民がそれぞれ負担を分かち合って、また、それぞれの立場で復興に向けて貢献をしていくこうという中で、いま一度、司法を利用し、司法を支える、利用する方、支える方、両方を担う国民の期待にしっかりと応えるべく、法曹の在り方について真摯に考えていくべきではないかと思っております。

フォーラムには、関係政務等の皆さんのはかに、本日お集まりの各界の第一人者の皆さんに御参加いただいておりますので、皆さんには是非様々な角度から有意義かつ充実した議論を交わしていただき、法曹養成制度の改善のための実りのある会議にしていただくように、大いに期待をいたしております。どうぞひとつよろしくお願ひいたします。

○関司法法制課長 ここで、法務大臣は公務のため御退席されます。

(法務大臣退席)

○関司法法制課長 恐れ入りますが、報道関係者の方は御退室ください。

(報道関係者退室)

○関司法法制課長 それでは、本フォーラムの座長をお務めいただく佐々木委員に進行を引き継ぎます。

お願ひいたします。

## 2 委員の紹介

○佐々木座長 このたび本フォーラムの座長を務めることになりました佐々木毅でございます。

適任であるか否かについては忸怩たる思いもいたしておりますが、皆様方の絶大な御協力によりまして、所期の課題・任務を果たすべく努力してまいりたいと思いますので、改めて御協力のほどをよろしくお願ひ申し上げます。

早速でございますが、本フォーラムには、内閣官房長官、総務大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣及び経済産業大臣がそれぞれ指名されます関係政務等及び有識者の方に委員として御参加いただいております。

まず、関係政務等をご紹介いたします。何分にも多くの方がいらっしゃいますので、手短に自己紹介をお願いしたいと思います。

まず、瀧野欣彌内閣官房副長官でございます。

○瀧野内閣官房副長官 瀧野です。どうぞよろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 次に、鈴木克昌総務副大臣でございます。

○鈴木総務副大臣 鈴木でございます。よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、小川敏夫法務副大臣でございます。

○小川法務副大臣 よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 次に、櫻井充財務副大臣でございます。

○櫻井財務副大臣 よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、中山義活経済産業大臣政務官でございます。

○中山経済産業大臣政務官 よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、衆議院議員で元法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム座長の加藤公一オブザーバーでございます。

○加藤オブザーバー 加藤でございます。どうぞよろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、有識者委員を御紹介いたします。

初めに、弁護士の伊藤鉄男委員でございます。

○伊藤委員 よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 次に、東京大学大学院法学政治学研究科・法学部教授の井上正仁委員でございます。

○井上委員 井上でございます。よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、消費生活専門相談員の岡田ヒロミ委員でございます。

○岡田委員 岡田です。よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、早稲田大学総長・法学学術院教授の鎌田薫委員でございます。

○鎌田委員 よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、元読売新聞東京本社論説副委員長の久保潔委員でございます。

○久保委員 久保でございます。よろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、明治大学法科大学院法務研究科教授の田中康郎委員でございます。

○田中委員 田中でございます。どうかよろしくお願ひします。

○佐々木座長 次に、日本労働組合総連合会事務局長の南雲弘行委員でございます。

- 南雲委員 よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、株式会社小松製作所相談役・特別顧問の萩原敏孝委員でございます。
- 萩原委員 萩原です。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、弁護士の丸島俊介委員でございます。
- 丸島委員 丸島でございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、北海道大学公共政策大学院長の宮脇淳委員でございます。
- 宮脇委員 宮脇でございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、立教大学経済学部教授の山口義行委員でございます。
- 山口委員 山口です。よろしくお願ひします。
- 佐々木座長 次に、関係機関として御参加いただく、最高裁判所事務総局の菅野雅之審議官です。
- 菅野審議官 菅野でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、オブザーバーとして御参加いただく、最高検察庁の伊丹俊彦総務部長です。
- 伊丹オブザーバー 伊丹でございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 次に、オブザーバーとして御参加いただく、日本弁護士連合会の川上明彦法曹養成検討会議委員でございます。
- 川上オブザーバー 川上でございます。よろしくお願ひいたします。
- 佐々木座長 なお、本日は、鈴木寛文部科学副大臣、翁百合委員は、所用のため御欠席でございます。

### 3 会議の進め方等について

- 佐々木座長 それでは、早速でございますが、議事に入ります。
- まず初めに、本日の配布資料の確認を事務局からお願ひいたします。
- 関司法法制課長 本日、皆様のお手元にお配りしております資料は、お手元の資料目録に記載してあるとおり7点ございます。右肩に資料番号を振ってございますが、資料1は本日の議事次第、資料2は本フォーラムの構成員名簿でございます。また、資料3は本フォーラムの関係6大臣申し合わせでございまして、本フォーラムを立ち上げた後、5月23日に一部改正がございまして、萩原委員及び加藤オブザーバーを構成員として追加しております。資料4は運営要領、資料5は報道発表資料、資料6は第一次取りまとめまでの会議の進め方の案でございます。また、資料7は「新しい法曹養成制度について」のレジュメでございます。
- さらに、皆様の席上にはファイルが置いてあろうかと思いますが、4冊ございまして、1冊目が新しい法曹養成制度の導入経緯と現状について、2冊目が法科大学院について、3冊目が司法試験、司法修習について、4冊目が昨年の7月6日付の法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果をつづったファイルでございます。
- また、新たな法曹養成プロセスの有機的連携に関する調査、2010年度版でございますけれども、その報告書も机上資料として置いてございます。
- これらの机上資料につきましては、今後とも机上に置いておきますので、適宜御参照いただければと思います。

以上でございます。

○佐々木座長 ありがとうございました。

そこで、まず資料4の運営要領を御覧いただき、3に従いまして、座長代理を指名させていただきたいと思います。3によりますと、「座長は、有識者の中から、座長代理を指名する。」と、こういうことになっておりますので、私といたしましては鎌田委員を指名させていただきたいと思いますが、お引き受けいただけますでしょうか。

○鎌田委員 謹んでお受けいたします。

○佐々木座長 よろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

次に、運営要領につきまして、その他の御意見、御発言等ございましたら、お出しitただきたいと思います。

○丸島委員 運営要領の5でありますけれども、この会議は非公開とする、あわせて、会議資料と会議の議事録は原則として会議終了後速やかに公表するとあります。後段の議事録等の公表は、これで結構だと思っておりますが、会議の公開・非公開の問題は、司法制度改革審議会あるいは最近の法務省所管の検察の在り方に関する会議などでも公開、具体的には、別室で報道の方がリアルタイムで議事の進行を見る能够とするという形の公開の方式をとっていただいていると思います。

全体的に、政府のいろいろな機関の審議の在り方で、公開というのが流れでありますし、また、この法曹養成制度の問題は法曹関係者だけではなくて広く国民各層の関心も高いテーマでありますので、できるだけ開かれた場で行われるべきものと思います。これは、昨年の「法曹養成制度に関する検討ワーキングチーム」においても、今後の新たな検討体制、すなわちフォーラムを設けるに当たっては、国民に開かれた場で議論をするべしという、こういうまとめもしておる経過がございますので、是非先ほど申し上げましたような公開の方式で進めていただくようにお願いします。会議の進め方については、政務のほうでこのようにまとめられたということで伺っていますので、是非皆さんの御意見も伺っていただいて、座長のほうで政務の皆様とその方向でとり進めていただくように、お願いできればと思っております。

○佐々木座長 ただいまの件は運営要領の5に係る御発言でございますが、ただいまの御発言に関して、何か追加的な御発言があれば、お願いします。

○小川法務副大臣 政務において準備を担当しました小川でございます。この会議の公開・非公開については、主体的には委員の皆様にご協議いただくべきことかなと思います。政務で決めさせていただいたのは、最低限、議事録の公開はしようということでございまして、会議自体を何が何でも非公開とするということを絶対的なものとして決めたものではございません。この席上で会議の公開・非公開についてご協議いただければという趣旨を含んだものでございますので、よろしくお取りはからいをお願いいたします。

○佐々木座長 政務の方から何か御発言ございましたら、お伺いしたいと思いますが。もちろんほかの方からも御意見があれば。

○南雲委員 私も、今御発言がございましたように、公開すべきと考えております。先ほど大臣の発言にもございました社会のインフラ、また国民に開かれた法曹養成ということなどからすれば、是非公開にすべきということを申し上げたいと思います。

○宮脇委員 基本的には、やはりこういう制度議論あるいは政策議論については公開にしてい

ただきたいと思います。不特定多数の方が傍聴するとか、そういうこととはまた別の御趣旨だと思いますので、公開ということを基本原則に、どうしても公開にできないような部分というのがある場合は、当然座長の御判断で非公開ということになると思いますけれども、基本的には公開という形でお取り組みいただければと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。

○川上オブザーバー オブザーバーでございます。

○佐々木座長 オブザーバーは議長の許可を得てということですね。では、許可をします。

○川上オブザーバー いろいろ日弁連は御迷惑をかけております。

公開・非公開に関しましては、やはり司法制度改革審議会の小型版、中型版、大型版といふのかは分かりませんけれども、同様に是非公開でお願いしたいということです。弁護士会も各地からそういう要請も上がっておりますので、どうかよろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 公開論がほとんどでございますが、何か御異論の方があれば御発言を伺いたいと思いますが、特にございませんでしょうか。

○井上委員 私も基本的にそれで結構かと思うのですけれども、先ほど宮脇委員がおっしゃったように、場合によっては座長の判断で非公開にするべきだと思います。

検察の在り方検討会議のときも、具体的な事件絡みということもあって、特にそういうことに配慮したのですけれども、今回も、例えば司法試験の仕組みとか現状とかについて検討する過程で、具体的な数字とか、外に出ていない事柄に触れないと十分な議論ができないかもしれませんし、法科大学院のほうも、例えば試験関係のデータなど、配慮を要するようなこともあるかもしれませんので、そういうときは座長の御配慮で非公開にする、そういう御了解を得られれば、基本的に皆さんのお意見に賛成です。

○佐々木座長 ほかにいかがでございましょうか。よろしうございましょうか。

ただいまの御意見、それぞれごもっともでございます。何分進めていく過程でどういうことになるか分かりませんが、私は、意見交換については非公開にするつもりは全くございませんが、ただいま井上委員、宮脇委員から御示唆いただきましたような、やはり試験等にかかる案件につきましては、一定の制限をせざるを得ない場合もあり得ると思います。その許容範囲、どこでそういう判断をするかについてはお任せいただくしかないですが、非公開の場合が全くないというのはちょっと運営上やりにくいことが起こるかもしれませんので、その点を是非御了承いただくということも併せてお願いできれば大変有り難いと思います。

ですから、基本は公開ということで、慎重な取扱いが必要とされると思われる事項につきましては、一部非公開という形をとらせていただくということで、いかがでございましょうか。

(一同了承)

○佐々木座長 それでは、関係政務等の皆さんも含め御了解いただいたと思いますので、これから具体的にどうするのかということについては、私と事務局とで相談をし、さらに政務の皆さんとも相談をした上で、速やかに結論ないしは具体的なイメージを皆さんにお伝えするように努力したいと思います。

また、次回からそういう扱いにするということでお願いをしたいと思いますので、今日はこのままやらせていただきます。

大変率直な御意見、建設的な御意見、ありがとうございました。今のような形で、基本的に公開であるということを踏まえた上で、若干の留保をさせていただくということで今後進めてまいりたいと思います。

ほかに、この運営要領等につきまして、何か御意見ございませんでしょうか。

○丸島委員 運営要領にとどまらず、進行全体でもよろしいのでしょうか。

○佐々木座長 いろいろな御意見を承ります。

○丸島委員 進行に関してでございますが、資料6の今後の進め方の案というのがございますが、今、これについて御意見を申し上げてもよろしいでしょうか。

○佐々木座長 はい、どうぞ。

○丸島委員 第3回目で事務局からの貸与制についての説明、そして日弁連の取組の説明等々となっているのですが、御承知のとおり、この司法修習生の貸与制の問題については、昨年、国会でもいろいろ御議論をいただきました。また、衆議院法務委員会の決議などもいただいております。その審議の経過などを踏まえまして、趣旨としては、貸与制に限定する議論ということではなくて、給費制なども含めた議論をさせていただくという理解でよろしいのでしょうか。表題がこうなっているものですから、確認というか、そのようにあっていただきたいということで申し上げます。

○佐々木座長 何か、特にこの点については御発言ございますか。

発言を許可いたします。川上オブザーバー。

○川上オブザーバー まず、日弁連は、昨年の給費制維持の運動の関係では、大変関係各所に御迷惑かけました。お詫び申し上げます。

ただ、その思いは、給費制維持というものが目的では決してございません。我々としては、当然、法曹養成の手段として給費制維持を考えております。そういう点で、是非、貸与制も含めまして十分な御議論をいただきたいと思います。正にこの法曹養成フォーラムでやっていただくことかと存じます。

私自身は、昨年は給費制の対策本部の本部長代行でしたが、ここで御発言させていただくときは法曹養成フォーラムのいちオブザーバーとして発言させていただきます。「バカの壁」にならずに、いろいろな声を聞いて、私自身感じるところを述べさせていただきたいと思います。是非、給費制の問題をお取り扱いいただきたいと思います。

○佐々木座長 ほかにございませんでしょうか。

この進め方（案）というのは、とりあえずのたたき台だらうと私は思っておりますので、そこでいろいろな議論が出てくること自体は、初めから排除するというものではないかなとは思います。もう少し近づきましたら正確な表題をするようにいたしますけれども、とりあえず全体のスケジュール感を御案内するというのが主だというふうに思っておりますので、個々の点についてどうだこうだということを言われますと、明確に答える準備はございません。具体的にはまたいろいろな形で取扱いを考えていきたいと考えておりますが、大体こんな日程とスケジュール感で進めたいというのが資料6で申し上げたい点でございます。

○井上委員 法律で貸与制に移行するとなっているところを、その実施を1年延ばしたということですので、タイトルは貸与制でもよいと思います。しかし、それは給費制を維持するかどうかということと裏表の関係にあるので、貸与制を絶対維持するということで議論をするということではない。決議等もあるので、その反対側の面も当然議論することになるのでは

ないでしょうか。そういう意味で余り抵抗感を感じなかつたのですが、「給費制」、「給費制」と唱えられてこられた方からは、ちょっとカチンとくるのかもしれませんね。

○佐々木座長 分かりました。

座長として、そういう御意見があつたということはテイクノートしておきますけれども、資料5の4の(2)を御覧いただきたいと思います。これによりますと、関係大臣において、検討内容のうち、1の「個々の司法修習修了者の経済的な状況等を勘案した措置の在り方」については、本年8月末までに検討結果を第一次報告として取りまとめ、さらに、2の「法曹の養成に関する制度の在り方」については、第一次報告までに可能な限り検討することとし、その後も引き続き検討を行い、検討結果を取りまとめること、こういうようなつくりになっております。

そこで、これを念頭に置き、8月30日というのはぎりぎりではあるのですが、政務の側からの御下問というものを制度的に受けて6のスケジュール感を考えておりますので、この点は御確認いただいたということでおろしゅうございますか。

○川上オブザーバー オブザーバーの発言が多過ぎて申し訳ございません。

おっしゃるとおり、給費制は1年という形で延長され、給費制とか貸与制の議論は一緒に行われる問題でございますので、このスケジュール感は、御迷惑をかけない方法ではどうだとは思いますが、今からいろいろと御議論いただく中で、給費制の問題については、法曹養成全体から、どこまでどんなような議論になるかということがございますので、その進捗状況によっては、またいろいろと御検討いただきたいと申し上げるかもしれません。

○櫻井財務副大臣 正直申し上げまして、昨年、迷惑をこうむった省庁でございます。

基本的には概算要求を8月までに上げていただかないと、それをまた変えるようなことになるというのは我が省にとっては大変問題が多いと、そう思っております。前回のこととも、基本的にきちんと国会で議論されたとは私は思っておりませんので、この点については、ここで決着をきちんとつけていただきたいと、そう思っております。

○佐々木座長 私としても、この8月末というのは重く受け止めたいと思っております。ただ、おっしゃるように、この感じでどこまで議論できるかという話は、これは話として出てくるかもしれません。ですけれども、これはもう我々にとっては与件といいましょうか、与えられた条件でございますので、それは念頭に置いて進めてまいりたいと思います。

○丸島委員 基本的に、今のおまとめで結構だと思うんですが、櫻井副大臣がおっしゃるとおりに、1年の延期ということですので、スケジュール的に予算のことも含めて8月末ということがタイムリミットだということは、よく理解しております。

ただ、一方では、この問題を、給費制・貸与制の問題だけで議論するということはいかがという指摘もあり、国会の委員会の決議がありましたとおり、法曹養成制度全体の中で検討をおこなうべきとする課題もございます。ですから、そのあたりの進め方を、もちろん一方でそのリミットがある中で、どのように法曹養成制度全体の中での議論をするかというところで、なかなか難しいところがあろうかなと思いますが、そのあたりもお含みいただきながら議論の進行をお図りいただければと思っております。

○櫻井財務副大臣 そうおっしゃいますが、そうであったとすれば、なぜ昨年、日弁連などが中心になって、この問題だけを切り出したのでしょうか。つまり、そういった議論をされてきておきながら、今になってここだけ切り出すのはおかしいと言うのは、私はちょっと筋が

違うと思っております。いずれにしろ、基本的なことを申し上げれば、予算当局からすれば、8月末に粗々なものを決めなければいけないと。昨年は本当に異例中の異例で、ああいう形で変更を余儀なくされているということを是非お考えいただきたいと思います。ここの場で議論することは、何もこのことに限ってやっているわけではなく、これだけを異様に取り出していろいろ御発言されるということに、私は非常に違和感を感じております。ですから、もう少し大局的な立場に立ってお話をされるべきではないのかと、私はそう思います。

それから、第5回の8月30日についてなんですが、一部の委員が出席をされないかもしれないということなので、可能であれば全員の方に御出席いただける場で最後は決めていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○佐々木座長 ほかに何か。

○小川法務副大臣 このスケジュール感については、フォーラム設置の準備段階で話し合ったところです。私の思いも多少入っておるのですが、これは櫻井副大臣の今のお話のとおり、貸与制・給費制の問題はいずれにしても8月までに結論を出さなければならないと考えております。

そして、より大きな法曹養成の問題に関しては、例えばロースクール生の定員とか、あるいは質の問題というように、もう既に欠陥、弊害が見えてきて、早く取り組みたい、早く議論しなければならないという問題がございます。

それから、今回、経産省、総務省にも入っていただきました。司法の分野だけではなく、自治体や経済界のほうにも幅広く、ロースクール修了者や司法修習修了者などの人材を広めたいという考え方からですが、これは時間をかけてするべき議論かなと考えております。

そうすると、議論すべき問題によって、ちょっと速度感に違いがあるのかなと思っております。給費制の問題はとにかく8月がリミットですし、ロースクールの問題も早く取り組んだほうがいいので、8月である程度のめどが出ればいいと考えています。それから、幅広い方向に人材を広めようということは各省各分野の協力も必要でございますので、この会の存続期間いっぱいに思う存分議論して、いい結論を出したいと考えております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○宮脇委員 私は、先ほど言われた決議自体にも期限が付けられていることもありますし、今まで法曹三者の中で議論してきたことに対して、幅広く有識者委員の皆さんに入っていただいているのですから、法曹界だけではなくて、政策体系の中で優先順位をつけてきちんと議論するということも、やはり視野に入れなければいけないと思います。予算編成においては必ずそういったほかのものとの優先順位、その中でどう考えていくのかというところが非常に重要なことになるわけですから、特に給費制・貸与制、御関心のあるところであればあることを、こういった日程を前提としながら議論していくべきです。もしそれで不足があるのであれば、この日程の中でもっと会議を開けばいいわけであって、全体の流れは踏まえていかないと、政策的に実現できないものができてしまうのではないかと思います。

○中山経済産業大臣政務官 私たちがここに入ってきたという理由もいろいろあるとは思うんですが、やはり経済界から見て、今グローバルな社会の中では、知的財産とか、消費者から訴えられるとか、いろいろな話があると思います。

ある意味では企業も訴訟から身を守らなければならない時代であるということと同時に、産活法とか国会でも議論をいたしておりまして、幾つかの企業が一緒になることによって外

国との競争に勝っていくとか、いろいろな要素があります。法曹の養成についてもグローバルな気持ちを持ってやっていただきたいといけないと思います。消費者側に立って、すぐ企業を訴えるとか、そういうことではなくて、企業というものは、世界で冠たる日本の技術を生かして、大きく発展をしていかなければならないという要素もあるわけでございます。そういう立場から経済産業省は知的財産をしっかりと守っていく、それは当然のことございまが、更に企業が大きく伸びていくためにも、法曹界の皆さんのスケールの大きい考え方が必要でございます。消費者側に立って訴えるというのとは、我々は少々立場が違うのでございまして、やはり企業を伸ばしていくためには、訴えられることについて企業としても身を守らなければならないし、法的にもきちんとした防御をしていくことが必要です。

こういう意味でも、我々は、企業の立場から、ロースクールはどう在るべきか、やはりスケールの大きい世界観を持った人が選ばれてくるように願いたいと思っております。

○佐々木座長 進め方につきまして、御意見をいただいているところでございますが、進め方をやっていますとだんだん内容に入っています。それはそれでよろしいのですが、とりあえず今、宮脇委員が言われたように、もっと回数を開けばいいという御意見も御意見としてはあるのですが、もちろん必要があればということが前提でございますが、私としては、基本的にまずこの会議の進め方を念頭に置いていただくよう、皆さんに御了解を求めたいと思っております。

まず、今回と次回の会議で法曹養成制度全般につきまして、事務局からの報告を踏まえて意見交換をしたいと、このように思っております。また、現在行っている経済的な状況に関する調査の結果等を踏まえまして、先ほど御指摘のあった第3回の会議以降、第一次取りまとめに向けて意見交換をさせていただこうかと、こんなふうに考えているところでございます。そのこと自体について特に御異論がないでしょうか。よろしいでしょうか。

議論の内容ややり方についてはいろいろ議論があると思うんですが、この基本的なスケジュールは是非御了承いただきたいと思っております。その際、取りまとめということになりますと、いろいろな御意見も出てきますので、私としては可能な限り意見を集約し、皆さんの合意をとるように努力したいと思いますけれども、世の中には想定外ということもやはりあるものでございますので、なかなかそういうかない場合もあるかもしれません。そういう場合には、座長としてしかるべき方法をとらせていくこともあるということは当然のことかとは思っておりますが、その点も含めまして御協力のほど、よろしくお願ひを申し上げます。

(一同了承)

#### 4 新しい法曹養成制度について

○佐々木座長 資料6につきましていろいろ御議論が出ましたし、それから先ほど中山政務官からも御案内はございましたように、かなり実質的な話もぼつぼつ出始めておりますので、私としては、できればこの形式的な議論はこの辺にしまして、本日の新しい法曹養成制度についての事務局からの説明を踏まえまして、残った時間で皆さんから、特に初めての方もいらっしゃいますので、御見解、御意見等を伺えればと、このように思っております。

それでは、事務局の司法法制部長から、よろしくお願ひいたします。

○後藤司法法制部長 それでは、新しい法曹養成制度について、事務局から御説明をさせてい

ただきます。

お手元の配布資料の資料7にレジュメとございまして、これをめくっていただきますと、また資料1から枝番のようにして始まっておりますので、そのめくっていただいた資料の枝番のほうの1, 2, 3を御参照いただければと思います。

新しい法曹養成制度は、御案内のとおり、司法制度改革によって導入されたものでございます。

資料1が司法制度改革審議会意見書の抜粋でございます。司法制度改革審議会は、国民がより利用しやすい司法制度の実現、国民の司法制度への関与、法曹の在り方とその機能の充実・強化、その他の司法制度の改革と基盤の整備に関する必要な基本的施策について調査・審議することを目的として、平成11年7月に内閣に設置されました。2年間にわたる審議の後、平成13年6月に、この意見書が内閣に提出されたものでございます。

この意見書におきましては、資料1の57ページとあるページの下の欄にあるとおり、経済・金融の国際化、知的財産権等の専門的知見を要する法的紛争の増加、弁護士人口の地域的偏在の是正の必要性、社会経済や国民意識の変化を背景とする法曹の役割の増大などを要因として、今後、国民生活の様々な場面における法曹需要は量的に増大し、質的にますます多様化・高度化すると予測しております。

司法試験の合格者数につきましては、58ページの上の方にあるとおり、「法科大学院を含む新たな法曹養成制度の整備の状況等を見定めながら、新制度への完全な切り替えが予定される平成22年ころには、新司法試験の合格者数を年間3,000人とする 것을を目指すべきである」としております。

さらに、法曹養成制度につきましては、61ページから62ページの下線を引いた部分にあるとおり、①現行の司法試験は開かれた制度としての長所を持つものの、受験者の受験技術優先の傾向が顕著となってきたこと、質を維持しつつ大幅な合格者増を図ることには大きな困難が伴うこと、大学の法学部教育や大学院教育はプロフェッショナルとしての法曹を養成するという役割を適切に果たしてきたとは言いがたいなどの問題点を指摘し、これらの問題点を克服し、法曹人口の増大を図るために、司法試験という点のみによる選抜ではなく、法学教育、司法試験、司法修習を有機的に連携させたプロセスとしての法曹養成制度を新たに整備し、その中核をなすものとして法科大学院を設けるべきであるといたしました。

そして、平成14年3月に、この意見書の内容を踏まえて司法制度改革推進計画が閣議決定がされております。内容は資料2のとおりでございます。資料3以降は法科大学院の関係でございます。

資料3は法科大学院に係る設置基準の概要でございます。この制度は平成16年からスタートしております。

2にございますように、修業年限は基本的に3年、法学の基礎を学んだ法学既修者については短縮型として2年での修了が認められております。

教員組織につきましては3でございますが、最低限必要な専任教員数は12人とされており、学生の収容定員に応じて配置すべき人数の最低基準は増加します。また、専任教員の2割以上は実務家教員となるよう定めており、この実務家教員は、法曹有資格者である裁判官、検察官、弁護士を中心に構成することとなっております。

入学者の選抜につきましては4のところでございますけれども、多様なバックグラウンド

を有する人材を多数法曹に受け入れる観点から、入学者のうち法学部以外の出身者や実務等の経験を有する者の占める割合が3割以上となるよう努める旨が文部科学省告示で定められております。

教育内容につきましては5でございますが、授業人数は少人数、授業方法は双方向・多方向を基本とした授業で、理論と実務の架橋を強く意識した教育を実施しております。法科大学院修了者には法務博士（専門職）という学位が付与されるとともに、5年間で3回までの新司法試験の受験資格が与えられます。

資料4は法科大学院一覧でございます。現在のところ、国・公・私立、合わせて全国で74校が開設されております。1学年の総定員は4,571人となっております。

また、法科大学院には認証評価の制度がございます。資料5を御覧ください。認証評価制度は、文部科学大臣の認証を受けた認証評価機関が、法科大学院の教育課程や教員組織等の教育研究活動の状況等について、5年以内ごとに1回評価を実施し、評価基準に適合しているか否かの認定、適格認定を行う制度であります。

続きまして、新司法試験について御説明いたします。資料6を御覧ください。

法科大学院修了者が受験する新司法試験でございますが、平成18年から始まりました。平成23年までの間は旧司法試験も新司法試験と並行して実施されておりましたが、旧試験の短答式・論文式試験は昨年度で終了し、平成23年の最後の口述試験も既に終了いたしまして、本年からは、経済的な理由等により法科大学院を経由しない者のために設けられている予備試験が開始されております。

続きまして資料6を御覧ください。旧司法試験の合格者数は、長年にわたりまして500人前後で推移しており、最大でも平成17年に1,500人程度でございましたが、新司法試験が導入され、平成19年以降は、新旧司法試験合わせて2,000人以上が合格しております。合格率は、平成18年は48.3%，平成22年は25.4%となっております。本年の試験は第6回目となりまして、既に今月11日から15日まで実施され、9月に合格発表がございます。

続きまして、資料8でございますが、新司法修習について御説明いたします。

新司法修習は、法科大学院で学んだ法理論教育及び実務の基礎的素養を前提に、社会で実際に起きている事件を素材として行われる臨床教育課程です。新しい法曹養成プロセスにおいては、実務教育の主要部分を担うという重要な位置付けを与えられております。

新司法修習の実施運営は、最高裁判所の附属機関である司法研修所が担っており、その費用は全額国費で賄われております。新司法修習は、全体の期間が従前の1年6か月から1年に短縮されております。

具体的には資料9を御覧ください。新司法修習の構成とありますが、全国各地の実務修習地で行われる8か月の分野別実務修習と2か月の選択型実務修習を合わせた10か月の実務修習と、司法研修所において行われる2か月の集合修習の課程で構成されております。

資料8のほうに戻っていただきまして、修習の内容でございます。まず分野別修習につきましては、3の（1）に書いてありますけれども、全国各地の地方裁判所、地方検察庁、弁護士会において実際の事件の扱いを体験的に学ぶもので、新司法修習の中核に位置付けられております。

3の（2）選択型実務修習でございますが、新司法修習において新たに導入されたもので、

司法修習生が、例えば企業法務、法務行政、消費者問題、知的財産などに関する分野等を含め、多様な修習プログラムの中から、自らの進路や興味、関心に応じて主体的に選択することができます。

3の（3）集合修習でございます。集合修習は司法研修所において行われます。裁判官、検察官、弁護士の教官により、民事裁判、刑事裁判、検察、民事弁護、刑事弁護の5科目について指導が行われます。

3の（4）でございますが、修習期間の最後には司法修習生考試、いわゆる二回試験が行われます。考試は集合修習と同じ5科目について行われ、司法修習生はこれに合格すると司法修習を終え、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられます。

新しい法曹養成制度に関する説明は以上でございます。

○佐々木座長 どうもありがとうございました。

## 5 意見交換

○佐々木座長 ただいまの御説明を踏まえまして、法曹養成制度についての意見交換に入りたいと思います。御質問ももちろんお出しitただくということでございまして、それにつきましては基本的に事務局から答えていただくということにしたいと思います。大体1時間程度ございますが、全員ということになりますと、かなり短い時間しかないことになります。早く御退席の御予定の方もいらっしゃるかもしれませんし、今日は最初でございますので、できるだけ多くの方に御意見、御発言をいただくために、二、三分という形でお願いできないでしょうか。どなたか。

○櫻井財務副大臣 ちょっと基本的なことをお伺いしたいんですけれども、弁護士さんの数をこれ以上増やしていくかなければいけないものなんですか。

私はもともと内科の医者なんです。私が一番心配しているのは何かというと、アメリカのような訴訟ビジネス社会をつくられるというのが我々医療業界で一番恐れています。この結果、何が起こっているかというと、アメリカの医療費というのは対GDP比で申し上げると16%ぐらいで、日本の倍ぐらいの医療費を使っているのですが、その一部が結果的には訴訟対策のために、要するに診療報酬なりを引き上げていかなければいけないということになっていて、医療費の高騰につながってきているわけなんです。

私は、その多様性などの話のところで、弁護士さんになったのはいいんだけども、結果的には仕事が余りなくて、収入が少ないのでそういうことになるんだというようなお話をいただいている。だとすると、このペースで本当に増やしていくかなければいけないのかどうか。ちょっと基本的なことを教えていただきたいと思うんですが。

○佐々木座長 だれがお答えになりますか。

○井上委員 私は制度設計に携わった者ですので、弁明ではないのですけれども、少しご説明をします。今、副大臣が御懸念のことは、司法制度改革審議会で我々も議論しました。

ただ、実態を見ていただくと、アメリカの場合、法曹資格者はおよそ100万人おり、しかも毎年5万人近くも法曹資格を持つ人が生まれているという状況なのです。そして、我々から見ると訴訟社会ともいえる状況もあるわけですが、改革審でもそういう社会を志向したのではありません。

そうではなく、日本の状況というのは、当時の判断では、そのようなアメリカなどとは対極に位置するものとして、先進諸国の中で人口比で法曹人口が最も少ない状況でした。実は社会には適切な法的サービスを受けるべきニーズが種々、数多くある。けれども、法曹の数が十分ではないためあって、良質の法的なサービスが十分提供されていないのではないかと思われる状況であった。困っている人達が、本当はきちんと法律専門家に相談し、代理してもらって主張すべきことを主張し、正しい解決をしてもらう必要があるところなのに、泣き寝入りする結果になっているのではないかと考えられたのです。

そういう状況も見てとれたものですから、法曹人口を他の先進国並みに増やしていくべきではないかと考えたわけです。その先進諸国の中でも、人口比で法曹人口が一番少いのはフランスであったのですけれども、せめてそのフランスぐらいの比率に持っていくべきで、そのためにはどのぐらいのペースで法曹人口を増やしていくべきかと、そういう発想です。むろん、法曹人口がどのくらいであるのが最適かは最終的にはマーケットとの関係で決まつてくるものであるわけですが、わが国の場合、抑えられ過ぎてきたので、さしあたり、せめて毎年の司法試験合格者数を3,000人くらいまで増やし、その後はマーケットとの関係で考えていくべきだということが、改革審の考え方がありました。

それまでは司法試験の合格者数はずっと500人に抑えられていた。制度的というより、事実上そうなっていたのですけれども、それをやはり増やしていくかといけない。中身的に見ても、そのころは合格率が3%という、ちょっと類を見ないほど過酷な受験戦争状態で、優秀な人が法曹を志望しなくなるとか、志望者が受験対策的な勉強ばかりに傾き過ぎる結果、法曹の質も貧しくなっていくのではないかということが懸念されたものですから、法科大学院で十分な教育を施すことにより中身を濃くしながら、人数も、相当程度増加させる必要があるということで提案をし、それを受け閣議決定がなされ、国会でも御議論いただいて、新たな制度が産み出されたのです。

これに対しては、弁護士の需要がそこまで伸びていないのではないかという批判があるわけですけれども、改革審が提言したのは、狭い意味での法曹というか、訴訟実務に携わる法律実務家ばかりではなく、社会のいろいろな方面に法曹資格を持つ人が進出していく。先ほどの中山政務官の話ではないのですけれども、国際的な交渉の場などにも法律専門家がもっと携わっていくということを含め、いろいろな方面で活動する法曹が必要だという考え方であったのです。同時に、弁護士さんの業界でもビジネスモデルを変えていく、社会の隅々まで良質の法的サービスが提供できるようなことを考えていただきたい。弁護士会のほうもそういうことで合意があったはずなのですけれども、それが想定されたようなペースでは行っているないというのが、今の状況なんだろうと思います。

○佐々木座長 では、ほかの方からの御発言をいただきたいと思います。

○萩原委員 今のお話や先ほどの財務省の副大臣のお話にも関連しますが、全体スケジュールも含めて、先ほどの弁護士会と財務省のやり取りに関する部分は寡聞にして余り詳しくありませんが、懸念されるのは、給費制か貸与制かという議論を8月エンドまでに収束させていくという部分と、法曹養成の基本的な部分を、もう少し時間をかけてきちんと議論していくところに時間差があるということです。しかし、総論部分の議論というのは、司法修習生に対する経済的な支援の問題と密接に関係すると思います。総論の基本的議論を後回しにして、この部分だけで本当に結論が出るかと。あるいは、総論の部分の結論が出たときに、

もう一回見直すことになりはしないか、危惧感として持っています。

それから二つ目は、司法試験合格者数3,000人は目標として適切かと。制度設計をお考えになったときの予測は予測として分からぬではないし、いろいろな意味で法曹人口をもっと増やしていかなければならないという要請も理解できるんですが、果たして3,000人という数字は妥当な数字なのだろうかと。

最近の裁判官や検察官の増員、この部分は随分と業務が過重で、私は増員する必要性がいっぱいあるんだろうと思うんだけれども、現実には余り増えてきていない。

一方で、一つの方向として、経済界も、企業で資格を持っている人を増やして欲しいと要請されている部分があります。ところが経済界のほうでは、昨年の経営法友会というところの調査では、「法務部門で日本の弁護士会登録者を採用したいか」という質問に対し、「是非採用したい」、あるいは「できれば採用したい」というところは全体の中の11%ぐらいです。これは母数が1,000ちょっと欠けるぐらいですけれども。「採用するつもりはない」という回答が31%か32%だったと思います。その他、「応募があれば検討する」といった回答もありますが、経済界の中では弁護士資格を持っている人たちをどんどん増やしていくこうという事情にはありません。

当社でも全体の法務部員というのは20人ぐらいだけれども、このところ1人、2人という形で資格のある人は増えています。しかし、それでは毎年、どんどん資格のある人を入社させていくかというと、そんなニーズはない。

それから、先ほど中山政務官が、グローバル化していく、国際化していく中でとおっしゃったけれども、実際にそれでは司法修習を終わって出てきた弁護士資格のある人たちが、国際ビジネスの中で使えるような実力を持っているかということ、必ずしも持っていないんですね。英語力のある人もいるけれども、我々の中では、自分たちで4年制の大学を出てきた人たちを会社で教育して、アメリカのロースクールなり、あちこちに派遣して、そこでビジネスと一緒に語学も研修をさせ、法務もやらせていったほうがよほど効率的だと考える人たちもたくさんいる。

そうすると、弁護士資格がある人たちのニーズは、企業、経済界の中でも、増えてくるだろうとは思うけれども、その数はそれほど多くはない。要するに全体として3,000人を埋めるほどのニーズはない。何人が適当かということは難しい問題ですが、今の状況では多過ぎる目標かなというような感じがします。

そういう前提で考えると、司法修習生の経済的な対応をどうするかということを前倒しで5回ぐらい会議をして決めろと言われても、本当に決められるのだろうかと、素朴な疑問としてあります。それについて御意見いただけるなら、大変有り難いと思っています。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ほかに。今日はできるだけいろいろな御意見を伺いたいと思いますので、どうぞ。

○鈴木総務副大臣 私は今、総務省で仕事をさせていただいておるんですが、前身は市長をいたしておりました。片山大臣から、今回こういう場で総務省を代表して、どういう形で自治体がこういった資格を持った方を採用できるのか、真剣に議論してくれと、こういう話がありました。

そのとき私、正直言って、二つ感じたんです。市長経験を踏まえてなんですが、職員として採用していったときに、果たして給料、給与がどんなふうになるのか、その辺が正直言つ

てよく分からない。一般職員と差が付くということは、やはりこれはまたモラルの問題もあるでしょうし、そういったことを先生方がどのようにお考えになっているかということと、もう一つ、顧問弁護士さんがいますよね、市なんかにはね。あれは幾つかの市を受けていただいておって、そんなに報酬も高くなくてやっていただけるということなんで、そういうケースもあるなかで、今後どんなふうな形になっていくのかなというようなことを、率直に、勉強させていただきたいなと思ってこの場に臨んでおります。

何でもということで今、座長からお話があったものですから、思い付きでちょっと申し上げさせていただきました。

○櫻井財務副大臣 萩原委員の、貸与制だけという点について。

○佐々木座長 はい、分かりました。どうぞ。

○櫻井財務副大臣 おっしゃることももっともだと思う点もあるんですが、一方で、昨年の議論では、法曹養成全体に関する議論は全くなく、貸与制のところだけ取り出されて1年延長になっているんですね。こここの措置自体が私は異例だと思っています。

私は、省内で話合いをした際に、貸与した後、返還ができないのであれば、その人たちに対してきちんと措置をしていけばいいのではないか、そこまでの間、とにかく一度決めたものについてやってみて、その時点で考えればいいのではないかというような話をさせていただいていたわけです。

ですから、今お話のあったとおりだと私は思っていて、制度が決まったのであれば、まずその制度全体を動かしてみて、その上でどこに問題があるのかということをやらなければいけないんですが、そうではなくて、そこだけ取り出されてしまった。だから、今ここだけ取り出されて、また特別なように議論をされているというところが、私はちょっと違うのではないかなど、そんな感じがしております。

○伊藤委員 今、副大臣がおっしゃったこととも関係するんですが、先ほど日弁連のほうは日弁連のほうで冒頭に、昨年はいろいろ御迷惑をおかけしましたというようなことを言ってきて、副大臣は何かちょっと怒っておられると。私も法曹の端くれですから、そのいきさつなどは全部把握していかなければいけないのかもしれませんけれども、こういう場でそういうふうに言われても、何でああいうふうになったのか、それ自体が我々によく分からぬわけですね。むしろ、どうして去年ああいうことになったのかをかいづまんで説明していただき、どういう問題があるのかを言っていただいたほうが、端的に、もっとこれから分かりやすく話をまとめていけるのではないかなどというのが私の個人的な考え方でございます。

○佐々木座長 そういう御关心のおありの方はほかにもいらっしゃるでしょうし、今、櫻井副大臣からお話があったようなこともありますので、小川副大臣から簡単に経緯をご説明いただけますか。

○小川法務副大臣 6年前に、給費制を5年後になくすということが法律で決まりました。その5年後が正に昨年の秋です。そのまま貸与制に切り替わるはずだったのですが、日弁連を中心に、給費制を維持しろという運動がかなり強くありました。しかし、財務省が言うように予算措置をする間もなく、施行日である11月1日も過ぎた後に、一気に国会のほうで貸与制の導入を1年間延期することに決まりました。非常に短期間で、余り国会で委員会での議論もしないで採決しただけのような状態で1年延期になったわけでございますが、政党間の様々な思惑がありまして、そのようなことになったということでございます。

余り政党のことを生々しくも言えませんのですが、本当に急転直下で1年延期ということが決まりました。その際の衆議院法務委員会決議で、1年以内に検討をして必要な措置を講ずるようにとされたわけでございます。ちょっと抽象的ですが、お含みいただければと思います。

○櫻井財務副大臣 要するに、きちんとした手続がとられないまま決まっていったんですね。我々財政当局に何の相談もなく、ある日突然、決まりましたから、これに従ってくださいと言われたと。だから我々、全く納得できませんと言っているだけの話であって、手続も全く、本当に民主的な手続だとは我々思っておりませんで、そういうやり方をし、なおかつ今のような場面でこれだけ取り上げられれば、ちょっとこういうことだけのための議論ではないのではないかということを申し上げたいということだけでございます。

○佐々木座長 オブザーバー、どうぞ。

○川上オブザーバー 簡単に。

今、櫻井副大臣のおっしゃったとおり、そこだけを切り出すという意味では、これは極めて異例であります、そういう点では。本来、法曹養成制度は、ロースクールの問題、そして法曹人口の問題、この給費制も含めての総合的な問題だと思っております。

ただ、我々のほうが1年、どうしてそんなふうになったのかというのは、昨年の11月1日から、いわゆる貸与制が施行されることになっておりました。先ほど櫻井副大臣は、一回施行してみてからやってみたらどうだろうと、こういうお話があつたと思いますが、一回施行してからでは問題が大きすぎると考えていました。我々としましては、その前年の具体的なアンケートから、いわゆる借金が明らかとなり、経済的に豊かでない人が法曹を目指せないのではないかという危機感があり、また、実態の現場から叫びに近い声等がありまして、緊急的に、正に運動を行つたという経過です。

本来、給費制だけを切り出して、これだけでどうか維持してくれ、我々のために苦しいからやつてくれ、そういう意味ではございません。そこで、ともかく今、給費制を切ってしまうのではなくて、今からもう一度、ロースクール志願者も減っている現状で、我が国の司法に関して、法曹を目指す人にとって何がいいのだろうかと、もっと御議論いただきたいと考えていたわけです。もう1年でも、それをお考えいただきたいということで、日弁連としてはいろいろな活動をさせていただいたわけです。

しかし、それは結果として、財務の関係等ではあんな急に決まってという時間的な手続面で御迷惑をかけたという趣旨でございます。

正に、ここでは給費制だけを切り出しで議論を行うのではなく、先ほど萩原委員とかがおっしゃられるとおり、全体の法曹養成の中でこれがどう見えるのかという問題だと理解しております。

○佐々木座長 それでは、ちょっとほかの方からもお話を、よろしいですか。

○山口委員 先ほど中山政務官が言っていたんですけれども、経済がグローバル化しているということに関して。先ほど説明していただいたとき使った資料2に「4弁護士の国際化」とありますて、国際化時代に十分適応できるように必要な対応を行うと、所要の措置を講ずると書いてあるんですが、具体的にどういうことが行われてきたのでしょうか。ちょっとその説明はなかったので、そこをお聞きしたいなと思います。

○佐々木座長 質問ですね。これはロースクールの問題でしょうか。

では鎌田委員、何か御意見あれば、それに関連して。

○**鎌田委員** 弁護士の国際化に対応するということが、新しい司法制度、法曹養成制度の中においても要請される。それに応えるということで、法科大学院がいろいろな形で対応をしてきたと思います。幾つかの法科大学院では、法科大学院の入学試験に一定以上の英語力を要求すると、こういう入学者選抜システムをとっている法科大学院が多いと思います。

私は早稲田大学の法科大学院の責任者をしばらくやっておりましたけれども、早稲田大学におきましては、アメリカのロースクールを中心として、海外のロースクールとの学生交換協定を結んでおります。現在も年間約20名ぐらい、外国からのロースクール生等が早稲田大学に来ているのをはじめとして、日本の学生が外国人留学生とともに英語で勉強をするという授業を設けています。それから、早稲田大学からアメリカを中心とした海外のロースクール等に学生を派遣しております。学位を取って、順調にいった人は向こうの弁護士資格を取る。在学中にアメリカの弁護士資格を取った学生が最初の5年間で8人出でていたというふうに記憶しております。

そういう意味で、従来の司法試験では、受験を長く続けている間には、むしろそういった国際的なことはとりあえずおいといで試験のための勉強ということに専念していたのが、法科大学院の教育の中では国際化対応についての勉強をしながら、これは司法試験科目にはありませんけれども、外国法を勉強して、ニューヨーク州の弁護士試験に合格し、かつ日本の法科大学院も留年せずに卒業して日本の司法試験にも一発で通るという、こういう学生が何人も出てきているところです。

ただし、こここのところ司法試験の合格率が著しく低下してきたということで、在学中に外国へ行って勉強しようという希望を持つ学生の数は相対的に減少しつつあるというのが現状でございます。

○**井上委員** 私どもの東京大学でも、国際的に活動できるようなローザーを育てようということを、ビジネス・ローザーや市民ローザーを育てようというのと並ぶ柱にしてきました。そのために、国際関係の授業を必修にしたり、また毎年夏に1週間ぐらい、外国から何人かの講師を招いて合宿形式で完全英語漬けで、サマープログラムというのを開いています。このプログラムは100人ぐらいの定員なんですけれども、大体あふれるぐらいの参加希望者がおり、司法試験には全く関係がないのですが、多くの学生が受講していますし、それ以外にも、サテライトを使ってアメリカのロースクールと同時に国際契約交渉の授業をやって、契約をまとめていくというようなこともやっています。

むろん国際ローザーを育てるだけが目的ではないのですが、それも大きな柱としてやっています。けれども、そういう人たちが修了後進んでいく場がまだそれほど広がっていない。それと、これは弁護士界にも望みたいところなのですけれども、弁護士さん達自体がもっと国際的に進出していくことを考えていただかないといけません。今は韓国のロースクールなんかは外国に出ていくことを前提に英語の授業をかなり取り入れたりしている。アジアのマーケットは、もう完全に、アメリカのローザーなどにとられてしまっており、日本の弁護士さん達が後れを取り、マーケットをみすみす逃してしまっているところがあるものですから、なかなか進むところがないという状況なのです。

しかし、志のある人はたくさんいるので、是非日本のローザーも外に出ていくことを考えていただきたい。そうすると、時間はかかるかもしれませんけれども、国際化していくので

はないかと、我々としてはそう願っているところです。

○山口委員 先ほど萩原委員が言わっていたように、どうも必ずしも使い勝手はよくないと、国際化への対応という点ではですね。

資料2ではそういうものを「抜本的に強化する」と言っているんですよね。今のお話で、個々の大学院で努力されているということは分かるんですけども、「抜本的に強化」ということの意味なんです。「抜本的に強化」というと相当のことなんだと思うんです。例えば先ほどのように、結局そういう努力をしても、司法試験の関係ということになると、とてもちょっとそこまでは手が出ませんというふうに現実になっていくとすると、これは抜本的に強化したことにはならない、制度的にですね。そうすると、やはりもう少し制度的な対応を考えないと、個々の大学院の努力だけでは対応できないと思うんですよね。そういう制度的な対応ができていって、社会的なニーズに応えるということができてこないと、先ほど言った3,000という数字も意味をなさないように思うんですね。

それから、先ほど萩原委員から、もう自前で育てたほうがいいという話がありましたけれども、大企業はできるんですけども、今、中小企業の国際化がものすごくニーズとして強いんです。私、昨日もテレビの「クローズアップ現代」という番組に出ていてその問題を扱ったんですけども、要するに、例えばベトナムでは、自動車メーカーが欲しいわけではないんです。自動車を自前でつくりたいんですよね、ベトナムは。そうすると結局、日本の自動車メーカーを支えてきた中小企業の技術が欲しいんですね。そこで、向こうとしては日本の中小企業と連携しながらやっていきたいということで、日本の中小企業の国際化というのもう非常にニーズが高いんですけども、その中小企業は自前でそういう法律の専門家を養成するなんてできないわけで、そういうものを支えてくれるような仕組みを国としてつくっていく必要があるだろうと思うんです。

そういう意味で、こここの「抜本的に強化」というのが、どういうことを考えて抜本的と言っていたのかと。今のような個々の大学院の中でちょっと外国との交流をするとか、そういうような話なのか。何かもう少しそれに見合った制度的な、資格制度も含めて、抜本的な考え方を将来描いているのかというのが、ちょっとどっちなんだろうという気がして今質問をしたんです。そういう議論もこの中でやる必要はあるんだろうと思います。

○佐々木座長 分かりました。

ほかの方、どうぞ。

○丸島委員 もしほかの方のご意見がなければ、今の関連でよろしいでしょうか。

○佐々木座長 どうぞ。

○丸島委員 皆さんの御意見を伺ってからと思ったんですが、今御指摘の幾つかの点、経済界のお話、国際化の観点、医療の分野、それから自治体の件、すべて法曹の活動領域に関わる極めて重要な課題だと思っております。

その前に、先ほど櫻井副大臣がおっしゃったように、弁護士の数をこのペースで増やしていくといいんですかというお話は、いろいろなところで議論が出ているところです。先ほど井上委員がおっしゃったように、当時の我が国の社会状況を踏まえて、法曹全体のボリュームを量・質ともにもっと高めようと、これは審議会の意見であったわけですが、問題は、その増加のテンポがこの間かなり急激に進んでいるということが、いろいろなところに問題を起こしているのだろうと思っています。

他方、法曹の活動領域については、個々的に見ますと少しづつ変化が生まれています。先ほどの国際化の点では、これは外国法事務弁護士の問題などで、日本の法曹界を世界に開けという議論はもう20年以上前からずっとありました。これに対して、日本は、外国の要請に徐々に応じながら、国内の渉外事務所の養成も併せて進めながら、そういうテンポで開いてきました。現実には、例えばヨーロッパのある国では、大規模事務所はアングロサクソン系の法律事務所にほとんど席卷されている状態でありますけれども、日本の場合は数百人規模の渉外事務所がどんどん生れてきて、国内資本といいますか、国内の渉外分野の法律家、これがまだ十分とは言えませんが、日本の企業の諸外国での活動などを支えるという体制を順次つくっておりまます。外国の弁護士会と意見交換をしますと、うちの国では企業の国際的な活動というと、英米系の弁護士事務所に全部とられていってしまうというふうなことを言われますが、日本では、そのような形ではない進み方をしているということがあろうかと思っています。

それから、企業の方とお話しをしますと、うちは弁護士をそんなに必要としないというお話がよく出ます。しかし、私は新しい法曹養成制度の中で生まれてきた方々とよく意見交換をしますが、例えば、あるテレビ会社に勤めていた方で、法科大学院で学び、またもとの職場に戻っているという方がいらっしゃいます。この方などは、外国のスポーツ番組、今たくさん日本国内で放映されていますが、これを日本国内で映像化するためにはたくさんの国際的な契約交渉をしなければならない。こうした交渉に各国から出てくるのはみんな弁護士だといわれます。企業内外を問わず弁護士が出てくる。それに対してこちらも、国内・国際法を含めてきちんと対応できる法律家を育てていかなければならぬという問題意識で、放送局なども積極的に法曹養成の舞台に社員を出していくと、こんな動きも始まっているようです。

それから医療の分野。これも、弁護士の役割上、在野で消費者の立場のことばかりをと、こういうこともおっしゃるのですが、もちろん消費者の問題はとても大事なことだと思っておりますので私も一生懸命取り組んでいますが、そういう側面ばかりではなくて、企業やいろいろな団体のガバナンスにかかわる仕事への取り組みも進めています。医療の分野でいえば、これも大きな国公立の病院で働いている方が、いったんそこから法科大学院に来られて、弁護士になってその病院に戻られて、病院全体のマネジメント、ガバナンス、こういうものにもかかわっておられると、そういうような働き方も徐々には進んできているということあります。

それから自治体の点。これは先ほど片山大臣のお話が出ましたが、実は片山大臣はかつて弁護士会の市民委員を務めていただき、いろいろと厳しくも貴重な御意見をいただきまいりました。私たちは法テラスのスタッフ弁護士というものを次々に養成し、全国の過疎地その他に派遣してきていますが、非常に志の高い有能な若い弁護士がたくさんおります。この方々の話を大臣就任前の片山さんに聞いていただいたことがあります。片山さんは、自治体の職員はとてもよくやっていて頑張っている、がしかしスタッフ弁護士の活動の様子を聞くと、自治体の扱い手のあり方について大変示唆に富むものがあるとおっしゃっていました。住民から何らかの要望があるときに、それは自分の所管かどうか、前例があるか、上司が認めるかといった観点からのアプローチではなくて、事実を直視し、自分の頭で考え、自分の責任で方針を出す、そういう動き方で住民のニーズにこたえようとする、そうしたあ

り方こそがこれから時代に大事であること。法テラスのスタッフ弁護士は地域の自治体とよく連携して一緒に住民支援の活動をしておりますので、そういう新しい質の法曹が生まれていることを評価しておっしゃっていただきました。

自治体との関係で言うと、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームのヒアリングの中で、東京都の方は「自治体では余り訴訟がないので、法律家は…。」とおっしゃいましたけれども、訴訟実務だけではなくて、やはり自治体の福祉だとか医療だとか、いろいろな分野に法律家が積極的にかかわっていって、そして法的なバックボーンをもちながら仕事をする。そういう分野を切り開いていく必要があると思うんですが、ただいかんせん、まだまだそのような活動を促進していく制度や仕組みが社会的にも整っていませんので、お互いのミスマッチがかなり発生している。若い弁護士のほうもまだ未熟なところがありますし、そういう分野で、少し時間がかかりますけれども、やはり切り開いていくことをやらなければいけない。

そういう意味では、我々も今後とも努力をしていきますが、それに止まらず是非このフォーラムの場で、法律家がきちんと国民のために様々な分野で活動できる仕組みを御議論いただいて、提言いただきたいと思います。幅広い各分野の委員の方々にお集まりいただきておりますので、是非こうしたことをお願いしたいと思っております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ほかに、いかがでございましょう。

○南雲委員 専門家の皆さん方の話に少し戸惑いを覚えておりますが、利用する側の立場として少し発言をさせていただければと思います。

連合としては、過去に司法制度改革審議会ですか、そして司法制度改革推進本部顧問会議においても、議論に参加させてきてきた経緯がございますけれども、健全な民主主義社会を築いていくための司法制度改革の重要性については認識をしてきたつもりでございますし、推進の立場から取り組んできたということだと思います。

しかしながら、当時の理想ですか期待されていたものとは必ずしも今の実態がそぐわないところが生じているということで、検討ワーキングチームでの議論でも指摘をされているような様々な課題、法曹人口の問題ですか、またプロフェッショナルとしての人材の質の確保の問題、法曹を目指す人たちにとって経済的な制約の要因ですか、また他の資格とのバランスの問題、地域に偏在をしているので弁護士の過疎地があるというような、様々な課題があると思っております。あとは、法科大学院の数ですか、その質、教員の確保等々もあるのかも分かりませんが、制度というものは、どんなに精緻に考えられても、どこか不具合というものがその状況によって生じるということだと思いますので、そのことは率直に受け止めて、それをどう改善していくべきかということを思っております。

まだどんな方向感でいくかは、私自身、固まっておりませんけれども、社会正義の実現のために働くという志を持った人たちが増えてもらわないと困るわけでございますので、特に労働組合、あるいは連合の運動もそうですが、社会の不条理に正しい社会正義を実現するために、弁護士の方々にお願いするところも多いわけでございますので、そういう人材もしっかりと養成をするような仕組みづくりをどう在るべきかということについても、議論に参加していきたいということを申し上げておきたいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

どうぞ、ほかに。

○岡田委員 先ほどから消費者、消費者と出ていますが実態と違うのではないかなと思っていのですが。製造物責任法ができたときに、日本もアメリカみたいに濫訴社会になるのではないかということを経済界から随分言わましたが、消費生活センターの相談員の認識では、消費者が積極的に裁判を起こすというのは、まだまだだと感じております。

それから、弁護士のニーズに関しましても、確かに東京や大阪などは弁護士の数が増えているのですが、東北や九州の奥のほうに行きますと、まだまだ消費者が弁護士にたどり着かないという実態は変わっていません。だからこそ法テラスとか弁護士会がやっているひまわり公設事務所が活用されているのではないかと思いますので、弁護士が3,000人で多過ぎるということは、私どもとしては実感がありません。地域性によるのではないかと思っています。

それから、先ほど来、地方自治体ないしは行政での弁護士の活用というお話が出ていましたが、私もそれは感じております。今、行政が、事業者や区民を訴えたり、事業者や区民が行政を訴えたりする場面が多くなりました。私たちみたいなセンターの相談員ですら事業者に訴えられることもあります。そういう現状を考えますと、もっと行政の身近に法律の専門家がいて、さらに司法にアクセスしやすいといいますか、パイプがつながるような必要性を考えます。

ちなみに、私が勤務しています消費生活センターでは、弁護士会並びに、一番消費者紛争で身近なのが簡易裁判所ですが、簡易裁判所と手続の部分においてパイプをつくっておりまます。それは、ひいては区民にとって司法にアクセスしやすい、ないしは自分の権利を確認できるという部分では歓迎されているのですが、まだまだそういう自治体は少なく広がってほしいと思います。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○久保委員 いきなり司法試験合格者が3,000人とか、給費制とか、そういう具体論が出たので遠慮していたのですが、素人ですので全体の印象を言わせていただきたいと思います。

司法制度改革によりまして、法科大学院を中心とした新しい法曹養成制度、それが、平成16年でしたか、スタートしたわけですけれども、それからわずか6年後の昨年、南雲委員がちょっとおっしゃいましたように、法務省と文部科学省のワーキングチームが、「法曹養成制度全体が悪循環に陥りつつある」というふうな検討結果を公表されました。これは我々にとってはいささかショッキングなレポートです。司法制度改革が盛んに議論された当時のことを思い起しますと、かなり様変わりしたなというふうな印象を受けるわけですね。

それはなぜなのか。社会とか経済の急激な変化もあるとは思うのですけれども、例えば先ほど来出ておりますように、法曹資格者が、当時言っていたほど、企業社会とか自治体などに進出できていないこと。それはなぜなのかと、そういったような背景を根本的に、今はちょうどいい機会ですので、議論してみたいなという気がいたします。その中の給費制とか貸与制とか合格人数の問題ではないかなと、そういう印象を受けております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

○鎌田委員 ちょっと論点をずらす危険性もないわけではないというので、若干躊躇はしているんですけども、先ほど来、自治体職員の話も出てまいりましたし、企業法務マンの話も出てまいりましたが、御指摘がありましたように、法曹資格を有する者を積極的に正規職員

として雇用しようとする自治体というのは、ほとんど出てきていないというのは事実です。

しかし他方で、例えば先ほど東京都のお話もありましたけれども、東京都では、法科大学院の学生が司法試験の準備さえしていれば職員試験が受けられるようにということで、新司法試験と共に通の科目で受けられる採用試験をつくってくださっています。

そこでは何を求めていたかというと、自治体職員にも高度の法律的な能力が必要だということです。法務部門だけではなくて、日常の自治体行政をしていく上で法的素養がなければいけないという認識をお持ちです。そこで必要なのは、すぐれた法的素養を持った法律実務家であって、決して弁護士ではないということなんだと思うんです。ですから、弁護士資格は持たないけれども、法科大学院で学んだ能力を活用するという形での自治体職員の採用ということはかなり進みつつあると思います。

それから企業の法務部でも、新司法試験には合格しなかったけれども、語学力があり法的素養を備えた人を採用して、非常によかったというふうに喜んでくださっているところもある。ただし、これは数としてはそれほど多い数ではありません。

この場で何を申し上げたいかというと、今申し上げたような、そういう法務博士ではあるけれども弁護士でないような人たちは、多分アメリカへ行けば全部弁護士なんですね。日本では弁護士資格を取ることが非常に難しい。企業や自治体が求めている水準の法的素養と新司法試験の合格の水準に格差があるということなんです。

この新しい法曹養成制度を考えたときの法曹像というのは、一体どちらに近い法曹像を考えていたのか。その部分が、私はむしろアメリカやなんかで言う弁護士、あるいはドイツもそうなんだろうと思うんですけども、日本でいえば法学士とか法学修士に近い水準の法曹像というのを考えていたけれども、実際の運用、それから実際の人々の意識では、旧制度の500人ぐらいしか合格しない非常に高いレベルの法律実務家である弁護士というイメージがあって、その二つの概念の格差が十分埋まっていない。新制度のもとでの在るべき法曹像というものについての明確なイメージがないままに、この制度が動き始めているところに一定の問題があると思います。

今後の新しい時代を支える法曹として、どういうものが期待されているのか。従来の平均7年ぐらいかかるってやっと合格していた司法試験よりも、はるかに範囲が広くて科目も多い試験を2年か3年で合格しろという制度をつくったときに、どういう人を合格させようというふうに考えていたのかというふうなことも含めて、これまでに示された議論すべき項目の中には、当面、司法試験というふうなことが余り大きな項目として挙がっておりませんけれども、法科大学院教育の到達点を測定するものとしての新司法試験はいかに在るべきかとか、新しい時代の法曹像はどういうもので在るべきなのかというふうなことを、少し検討してみる必要はあるのかなというふうに考えております。

○田中委員 先ほどの久保委員のお話に触発を受けましたので、御意見を申し上げたいと思います。久保委員のほうで、このフォーラムにおける議論のスタンスにかかわることを御自身のお立場からお話しになりましたが、本日は第1回の会議でございますので、私としてもそれは大変重要なところかなと思いました。

そこで、このフォーラムの開催の趣旨がありますが、司法制度改革の理念をまず踏まえる。そして、これを踏まえるとともに、法曹養成制度に関する検討ワーキングチームの検討結果、あるいは衆議院法務委員会決議の趣旨を踏まえつつ検討を行うということで、いろいろなど

ころの趣旨を踏まえてこのフォーラムで議論すると、こういうことだろうと思います。この検討内容は、いずれも大変重たいテーマでございます。法科大学院教育についてもそうでありますし、新司法試験あるいは新司法修習など、いずれも様々な意見がこれまで表明されてきているわけであります。本日のこのフォーラムでも、それぞれの知見、あるいは皆様の立ち位置、これまでの様々な経験を踏まえて、いろいろな角度から御意見が表明されているというふうにお見受けいたしました。

そういう中で、これからこのフォーラムをどういうふうにしていたら意義あるものになるのかということを考えたわけですけれども、価値観が多様化していく様々な意見があるということを踏まえますと、やはり一番大事なことは、正確かつ十分な現状分析が行われるということだろうと思います。そして、正確かつ十分な現状分析のもとに、客觀性を持った方向性を打ち出すことがこのフォーラムの役割ではないかと考えます。そういう合理的で筋が通っていて、余り大きな異論を挟む余地のないようなものを基軸にした意見表明なり方向性が打ち出されることになれば、このフォーラムが意味のあるものになっていくものと思います。

様々な価値観を持つ中のいろいろな意見はあろうかと思いますけれども、今言ったような現状分析をしっかりと行い、それぞれが客觀的資料に基づいて裏付けを持った意見を表明していく中で、説得力をもったフォーラムとしての最終意見というものがまとまっていくものと思っております。

私としては、このフォーラムにおいて、国内外における様々な法曹による活動の在り方、本日もいろいろな意見が出ておりますけれども、そういうものを踏まえて、この21世紀における法曹の果たすべき役割は何か、また、どういった法曹養成の在り方が国民の理解や期待に沿うものなのか、といった幾つかの視点から、皆さんの御意見を参考にしつつ検討を加えてまいりたいと考えております。

○佐々木座長 ありがとうございました。

ほかにございませんでしょうか。

大変貴重な御意見をいただきました。ある意味で違っているようにも聞こえるけれども、問題関心は、ちょっと掘ってみれば共通性があるということを座長としては改めて認識をさせられたところでございます。今後、どういう形で議論に生かしていくのかということについては、また座長代理とも、あるいは事務局とも相談をして、考えさせていただきたいと思います。一々ごもっともな話がたくさんあったということでございます。

また、今日は法曹養成をしている法科大学院の関係者の御出席はいただいておりますが、文部科学省の副大臣が御欠席なものですから、御出席されていれば、また、にぎやかな話になったのかなと想像いたしております。いずれまた鈴木副大臣には御出席いただけるものと思っておりますので、今日出た話は更にいろいろな格好で繰り返し進められていくものと、期待をいたしております。

実は、今日は非公開問題がございまして、ブリーフを私がやらなくてはいけないということになってしまったものですから、少し時間は早いですけれども、もし御意見がなければこのぐらいで終了とさせていただきたいと思います。先ほどの田中さんではないですけれども、客觀的かつ正確に行えるかどうかはちょっと実力に問題あるかもしれませんけれども、誤解のないように記者ブリーフを努めさせていただきたいと思いますので、そのための時間にも

ちょっと使わせてもらいたいと、このように思っておりますので、今日はこれまでとさせていただきます。本当にありがとうございました。

それでは、次回の日程について、事務局からお願ひします。

○関司法法制課長 次回は6月15日水曜日午後1時から午後2時30分まで、場所はお隣の法曹会館2階の高砂の間となっております。詳細につきましてはおってお知らせいたします。

○佐々木座長 それでは、次回もよろしくお願ひします。今日はありがとうございました。

—了—

## 法曹の養成に関するフォーラム 構成員名簿

(平成23年5月25日現在)

## 【関係政務等】

滝野	たきの	欣彌	きんや	内閣官房副長官
鈴木	すずき	克昌	かつまさ	総務副大臣
小川	おがわ	敏夫	としお	法務副大臣
櫻井	さくらい	充	みつる	財務副大臣
鈴木	すずき	寛	かん	文部科学副大臣
中山	なかやま	義活	よしかつ	経済産業大臣政務官

## 【有識者】

座長	佐々木	ささき	たけし	学習院大学法学部教授 (敬称略)
	伊藤	いとう	鉄男	弁護士(元次長検事) (五十音順)
	井上	いのうえ	まさひと	東京大学大学院 法学政治学研究科・法学部教授
	岡田	おかだ	ヒロミ	消費生活専門相談員
	翁	おきな	百合	株式会社日本総合研究所理事
	鎌田	かまた	薰	早稲田大学総長・法学学術院教授
	久保	くぼ	潔	元読売新聞東京本社論説副委員長
	田中	たなか	康郎	明治大学法科大学院法務研究科教授 (元札幌高等裁判所長官)
	南雲	なぐも	弘行	日本労働組合総連合会事務局長
	萩原	はぎわら	敏孝	株式会社小松製作所相談役・特別顧問
	丸島	まるしま	俊介	弁護士
	宮脇	みやわき	淳	北海道大学公共政策大学院長
	山口	やまぐち	義行	立教大学経済学部教授
関係機関 オブザーバー	菅野	かんの	雅之	最高裁判所事務総局審議官
	加藤	かとう	こういち	元法曹養成制度に関する 検討ワーキングチーム座長
	伊丹	いたみ	俊彦	最高検察庁総務部長
	川上	かわかみ	あきひこ	日本弁護士連合会法曹養成検討会議委員